

添付法令資料 5 :

食品安全法の若干の条項の施行細則を定めるベトナム政府の議定（目次）
2018年2月2日付第15/2018/ND-CP号議定／18.02.02 施行

- 第1章 総則（第1条ないし第3条）
- 第2章 製品の自己証明手続（第4条及び第5条）
- 第3章 製品自己証明書の登記手続（第6条ないし第8条）
- 第4章 遺伝子組換え食品の安全保証（第9条及び第10条）
- 第5章 食品安全条件を満たす単位の証明書の発給（第11条及び第12条）
- 第6章 輸入及び輸出食品の安全に関する国の検査（第13条ないし第23条）
- 第7章 食品のラベリング（第24条及び第25条）
- 第8章 食品の広告（第26条及び第27条）
- 第9章 健康保護食品の生産における食品安全保証条件（第28条及び第29条）
- 第10章 食品添加物の生産、経営及び使用における食品安全保証条件（第30条ないし第33条）
- 第11章 食品の出所の追跡（第34条及び第35条）
- 第12章 食品安全に関する国家管理責任分担（第36条ないし第41条）
- 第13章 施行条項（第42条ないし第44条）